

# 平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	3	府省庁名	環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他（環境関連税制等）</span>		
要望項目名	税制全体のグリーン化の推進		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の内容</p> <p>第4次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）に基づき、持続可能な社会を構築するため、低炭素・循環型・自然共生など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進。</p> <p>（地球温暖化対策）</p> <p>○平成24年10月から段階的に施行することとされている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出抑制対策を強化する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当する。</p> <p>（自動車環境対策）</p> <p>○平成27年度税制改正大綱（平成26年12月30日自由民主党・公明党）に沿って、地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担による公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。 （※詳細については、要望事項「車体課税のグリーン化」を参照。）</p> <p>（森林・自然の維持・回復）</p> <p>○森里川海の恵みを受ける国民が広く薄く負担し、森林吸収源対策を主として、森里川海のつながりを維持・回復し、次世代に引き継ぐための取組を国民的運動として進めるための森里川海協力資金制度（仮称）を創設し、地方創生を実現する。具体的には、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民参加型の協議会の仕組みを活用し、国・自治体等による森里川海の維持・回復のための取組を進める。</li> <li>・そのための資金を、幅広く国民一般から求めることとし、既存の税制に併せて徴収。</li> </ul>		
関係条文	—		
減収見込額	<p>[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — )</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>低炭素社会を始めとする持続可能な社会の実現のためには、あらゆる施策を総動員する必要がある、税制はその有効な政策ツールである。</p> <p>第4次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）において、「税制については、諸外国の状況も含め、エネルギー課税、車体課税といった環境関連税制等による環境効果等を総合的・体系的に調査・分析することにより、税制全体のグリーン化を推進する」こととされており、持続可能な社会の構築に向け税制面からの一層の検討が求められている。</p> <p>このため、持続可能な社会を構築する観点から、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現する必要がある。</p>		
	ページ	3—1	

本年7月17日には、COP21に向けた新たな温室効果ガス削減目標について、2030年度に2013年度比で26%、2005年度比で25.4%削減するという約束草案が国連に提出された。長期にわたって温室効果ガスを大幅に削減するためには、地球温暖化対策のための税をはじめとしたあらゆる施策を総動員し、再生可能エネルギーの最大限の導入と徹底した省エネルギーの推進を図ることが必要であり、地球温暖化対策のための税について、平成28年4月の三段階目の引上げの予定どおりの実施は不可欠である。

また、森里川海といった自然環境が提供する水の供給や防災・減災等の生態系サービスの恩恵は、全ての国民が享受しているが、近年、人口減少・高齢化、気候変動、鳥獣被害等により、我が国の自然環境は荒廃が進行し、災害も増加し激甚化している。

加えて、約束草案において、森林吸収源対策により2030年度において2013年度総排出量の▲2.0%相当(2005年度総排出量の▲2.0%相当)のCO2吸収量の確保が目標とされている。

森林吸収源対策及び地方の温暖化対策に関する財源の確保については、平成26年度与党税制改正大綱(平成25年12月12日自由民主党・公明党)において、「税制抜本改革法第7条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う」とされ、これを受けて設置された自民党・森林吸収源対策等に関する財源確保についての新たな仕組みの専門検討PT(以下「森林PT」という。)の中間とりまとめ(平成26年6月3日)や骨太の方針(平成26年6月24日閣議決定)において、「森林吸収源対策及び地方の温暖化対策に関する財源の確保の新たな仕組みについて、森林整備等に係る受益と負担の関係に配意しつつ、早急に総合的な検討を進める」ととされた。

その後更なる議論を経て、平成26年12月24日の森林PTの中間とりまとめの改訂版では「森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し、森林整備等に係る受益と負担の関係に配意しつつ、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得る。」こととされ、平成27年度税制改正大綱及び骨太の方針(平成27年6月30日閣議決定)でも同様の記載が盛り込まれたところである。

これらを踏まえると、生態系サービスのつながりに着目し、森里川海の恵みを受ける国民が広く薄く負担し、森林吸収源対策を主として、森里川海をつなぐりを維持・回復し、次世代に引き継ぐための取組を国民的運動として進めるための森里川海協力資金制度(仮称)を創設し、地方創生を実現することが必要である。

本要望に対応する縮減案	—
-------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8-1. 経済のグリーン化の推進
	政策の達成目標	低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進し、環境の観点から公平で効率的な税制を実現することにより、持続可能な社会の構築の推進を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
政策目標の達成状況	我が国においては、これまでの環境関連税制がCO2排出抑制等に相応の効果を有していることに加え、エネルギー起源CO2排出抑制のための地球温暖化対策のための税の導入や、車体課税のグリーン化等の措置が講じられてきたほか、地方自治体における産業廃棄物税や森林環境税等の導入が広がりを見せているなど、税制全体のグリーン化に一定の進展が見られる。 しかしながら、国際的には、我が国の環境関連税制による負担水準は必ずしも高いとは言えないこと、我が国の炭素や廃棄物に係る税率は依然として低いこと、更にはEU等における環境税制改革の動きや二重の配当論等の様々な議論があること等を踏まえれば、税制全体のグリーン化に向けた更なる検討が必要である。	
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	税制全体のグリーン化は、税制を環境負荷に応じたものにし、環境負荷の抑制に向けた経済的インセンティブを働かせるなど、持続可能な社会を実現する上で有効な政策ツールである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	持続可能な社会の構築に向けては、ポリシーミックスの一環として、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った行動を誘導する経済的手法を活用することが必要であり、税制は環境基本計画において経済的手法として位置付けられており、持続可能な社会を実現する上で妥当な政策ツールである。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 17～27 年度税制改正要望において、毎年度関連要望を提出。